

割賦販売法改正の論点

～割賦販売分科会基本問題小委員会 6月19日中間整理の到達点と課題～

I. 悪質商法を助長する不適正与信の排除

(法改正の方向性)

①適正与信義務の法定

- ・訪問販売等の特商法対象取引にクレジットシステムを提供するクレジット事業者に対し、加盟店の調査を含めて適正な与信を行う法的義務を課すべきであるとの意見が多数出された。

②契約書面交付義務

- ・個品割賦購入あっせん業者にクレジット契約書面の交付義務を負わせるべきとの意見が多数出された。

③クーリングオフ

- ・売買契約と与信契約をともにクーリングオフされる仕組みが提案され、これに対し多数の賛成意見があった。

④民事ルール

- ・民事ルールについては、不適正な与信を行ったクレジット事業者に対して経済的不利益をもたらすような何らかの民事ルールが必要であるとの意見が多数出された。
- ・現行法の抗弁接続規定では適正与信を促す動機付けとして十分に機能していない、悪質加盟店と知りつつも直ちに加盟店取引を打ち切ることを阻害しているため、既払金の返還を認めるべきとの意見が出された。
- ・(過失損害賠償責任説) 特定商取引に対する適正な与信を公法上の義務として規定することを前提として、「損害賠償責任」という民事効果を発生させるとの意見。
- ・(無過失共同責任説) 売買契約が無効・取消・解除になった場合はクレジット契約についても既払金返還を認めるという「共同責任」の提案。

⑤登録制の導入

- ・個品割賦購入あっせん業者に登録制を導入すべきとの意見で概ね一致した。行政処分権限の導入の必要性も概ね意見が一致した。

II. 過剰与信の防止

(基本方針)

- ・現行法38条に支払能力を超える購入の防止に努めるとされているが、過剰与信を防止する責務があるとの認識で概ね一致した。

(法改正の方向性)

①信用情報機関の利用

- ・信用情報機関を利用した支払能力の調査及び登録を義務づけるべきであることについて、概ね意見が一致した。
- ・商品の購入履歴も登録義務の対象とすべきとの意見があった。

②総量規制

- ・(日弁連提案) 特商法規制取引に対する個品割賦購入あっせんについて、総債務残高と年収を比較して基準額を超える場合には、購入の必要性や支払能力について個別調査義務を定めるべきとの提案。
- ・(反対意見)
 - ・与信審査は、年収という単一指標だけで、一律の数値基準を原則とすることは疑問であるとの反論。

IV. 個人信用情報の保護措置

- ・(罰則の導入) クレジット分野の個人信用情報について、貸金業法と同様の罰則を定める等、新たな法的措置が必要との認識で概ね一致した。
- ・(ホワイト情報の交流) 業態を超えた信用情報機関間での個人信用情報の交流については、これまでネガティブ情報に限るとしていた経緯があり、販売信用に係るホワイト情報の交流がすべての情報を事業者把握されているのかという問題があり、慎重な議論が必要との意見があった。

V. クレジットカード情報の保護

- ・クレジットカード情報の保護のための規定を割販法におくべきとの認識で概ね一致した。
- ・カード不正利用被害について、チャージバックルールの適用により原則として補てんされることを、カード約款の中で明らかにすべきとの意見があった。

VI. 法律の適用範囲の拡大

- ・割賦要件の定義の拡大は、自社割賦と三者型とを区別するとの意見で一致。
- ・(割賦要件の廃止) 割賦購入あっせんについては、ボーナス一括払いやマンスリークリアも対象に含めるべきとの意見。
- ・(マンスリークリアの除外) マンスリークリアは、現金と同様の決済手段とし

て利用されている実態を踏まえ、規制対象に含めるべきでないとの意見。

- ・（指定商品制廃止の対象取引）指定商品制の見直しは、自社割賦と割賦購入あつせんと分けて、自社割賦については慎重に対応すべきとの認識で一致。
- ・（指定商品制の廃止）割賦購入あつせんでの指定商品制は、政令で限定列挙する方式から、適用対象外のものを除く方式へと転換すべきとの意見。
- ・（役務・権利の取扱い）これに対し、商品についてはネガティブリスト化はありうるが、権利や役務はさまざまなものが予想されることから、指定制の廃止は困難であるとの意見。

VII. その他

- ・自主規制機関の法定化については概ね意見が一致。

（センターの相談情報の提供）

- ・消費生活センターの悪質加盟店情報を業界の自主規制機関に提供する仕組みにより、悪質業者の早期排除ができるとの意見。
- ・これに対しては、悪質加盟店の情報はクレジット事業者が入手しているのに、加盟店情報交換制度が有効に機能していないことが問題であり、その充実強化をまず図るべきとの意見。

（クレジット利用訪販業者の登録制）

- ・個品式クレジット利用訪問販売業者に参入規制を導入するとともに、自主規制期間を活用することが望まれるとの意見があり、特定商取引法小委員会で検討することとされた。
- ・これに対しては、加盟店調査を法的義務とすることが前提であり、参入規制によって加盟店調査義務が免責されると解釈されるようなものであってはならないとの指摘。